

# 虐待の未然防止、早期発見・対応、啓発活動に関する実施施策

(2016年愛知自治体キャラバンまとめ)

| 市町村名      | 実施施策  |
|-----------|---|
| 1<br>名古屋市 | <p>虐待ハイリスク要因を有するなど、出産後の養育について出産前から支援を行うことが必要な妊婦に、妊娠期からの切れ目のない支援として特定妊婦訪問支援モデル事業を実施</p> <p>「名古屋市児童を虐待から守る条例」で定める5月と11月の児童虐待防止推進月間における広報啓発活動を実施</p> <p>児童虐待に対し迅速かつ的確な初期対応を行うため、児童相談所、社会福祉事業所、保健所において対象ケースの情報を共有する電算システムを整備</p> <p>児童虐待に関することのみならず、子育てに関する悩みや不安に関する相談を電話により24時間・365日の体制で受け付け、児童虐待の発生予防及び早期発見をはかる「なごやっ子 SOS」を実施</p> |
| 2<br>豊橋市  | <p>要保護児童対策ネットワーク協議会を活用した関係機関の連携、研修事業の実施、11月に児童虐待防止推進のためのオレンジリボンキャンペーンの実施</p>  |
| 3<br>岡崎市  | <p>虐待発生ハイリスク家庭を早期に発見し早期対応につなげる取り組みとして、乳児家庭全戸訪問事業による不在家庭の追跡調査や家庭背景が心配な児童のいる保育園等への巡回相談事業を実施しています。また、2013年度からは母子保健事業や保育事業との連携による3歳児検診未受診・未就園児の家庭訪問事業を実施し、さらに2014年度からは、転入者に対して郵送している予防接種調査票が未返送で児童の状況が把握できない家庭訪問も開始しています。虐待防止強化の啓発事業としては、子どもへの暴力防止プログラム(CAPプログラム)を取り入れ、市内の幼稚園・保育園及び小・中学校等の児童、教職員、保護者等を対象にワークショップを実施しています。</p>       |
| 4<br>一宮市  | <p>市作成の横断幕をiビルに設置し、広報用ディスプレイを使い児童虐待防止を呼び掛けた。また、福祉子ども部長、次長はじめ子育て支援課職員の名札を11月の児童虐待防止月間に専用デザインのものにし、シンボルであるオレンジリボンを名札につけ、児童虐待防止の啓発に努めた。愛知県、一宮児童相談センターの職員、子育て支援課職員で一宮駅コンコース内にて児童虐待防止啓発のティッシュを約600個配布した。</p>   |
| 5<br>瀬戸市  | <p>若年妊婦などハイリスク妊婦について、母子手帳交付時から関係機関で情報共有し、相談・見守り体制をとっている。</p> <p>赤ちゃん訪問事業で民生児童委員と看護師・保健師と一緒に訪問し、居宅内で母子と対話することで、地域とのつながりを作り、連携をとっている。</p> <p>関係機関対象に虐待予防講演会を実施</p> <p>瀬戸市児童虐待対応マニュアルを作成し、学校、保育所等の関係機関及び民生委員・主任児童委員に配布して、虐待の早期発見に努めている。</p>  |
| 6<br>半田市  | <p>子どもに関わる関係機関職員に対して、児童虐待の未然防止、早期発見・対応につながる意識向上に結び付ける研修を行う。</p> <p>「こんにちは赤ちゃん訪問事業」、「養育支援訪問事業」などを引き続き実施し、気になる家庭の把握と親への支援につながるよう関係機関と連携、協力して取り組んでいる。</p> <p>11月の児童虐待防止推進月間を含め、児童虐待の早期発見、早期対応、未然防止につながる市民向けや関係機関の日ごろから子どもに接する職員を対象とした啓発活動を実施する。</p>  |
| 7<br>春日井市 | <p>毎年11月は「児童虐待防止推進月間」として、市内の公共施設にポスター掲示やちらしの設置等を行なっています。</p>  |

| 市町村名 |     | 実施施策  |
|------|-----|---|
| 8    | 豊川市 | 産院、保健センター等と連携を取り、必要に応じて妊娠期から養育支援を継続し虐待の未然防止に努めている。<br>疑わしいとの関係機関からの情報提供に対しては、家庭訪問、面接等により児の安否確認・保護者の思いの傾聴、継続支援をすることで早期対応に努めている。また、児相と連携し一時保護が必要なケースには即時対応している。<br>身近な相談機関としての家庭児童相談室リーフレットや虐待防止リーフレットの配布、津島市ホームページや、広報等での周知を図っている。   |
| 9    | 津島市 | 家庭児童相談室の案内チラシの小中学校、幼稚園、保育園、市役所窓口へ配布。<br>虐待予防のためのリーフレットの小中学校、幼稚園、保育園、公共施設窓口へ配布。<br>津島市の広報に虐待予防の標語記載<br>毎月1回ネットワーク会議の実施<br>毎月1回、幼稚園、保育園からの要支援家庭の情報提供及び、新たに虐待が懸念される家庭の情報提供を受ける。<br>他市町村や病院からの情報提供を受けて家庭訪問を実施。<br>保健センター保健師からの情報提供を受けて面接及び家庭訪問を実施。<br>乳児家庭全戸訪問事業のうち、養育支援家庭と判断された家庭の家庭訪問。<br>毎月1回、健康増進課保健師、児童課保健師、家庭児童相談室職員による乳児家庭全戸訪問事業で訪問した家庭について話し合い、その後継続支援。 |
| 10   | 碧南市 | 広報による虐待防止・通報等の啓発<br>保育園・学校等との日常的に情報交換を行い、要保護児童対応について連携を図っている。<br>児童センター・警察等との定期的に情報交換を行い、必要に応じて連携して対応ができるような協力体制を整えている。   |
| 11   | 刈谷市 | 要保護者対策地域協議会において実務者会議、ケース検討会議の開催や関係機関を対象とした研修会を行っている。また、母親の孤立化を防止する目的で、育児ママ訪問サポートを実施している。  |
| 12   | 豊田市 | 児童虐待防止教育(CAPワークショップ)、ママの子育てを支援する会の実施<br>乳幼児健康診査、就学時健康診断の未受診家庭の調査。<br>市職員によるオレンジリボンバッチの着用、横断幕・懸垂幕の設置等による啓発活動。  |
| 13   | 安城市 | 虐待等防止地域協議会委員の情報の共有や、関係機関との連携による早期対応<br>養育支援事業や子育て短期支援事業の実施<br>民生委員を中心として実施する虐待啓発活動など  |
| 14   | 西尾市 | 広報誌、子育てガイド、電光掲示板で虐待防止の呼びかけを行った。<br>イベント会場で、啓発品を配布し虐待防止の啓発活動を行った。  |
| 15   | 蒲郡市 | 毎年、児童虐待防止推進月間である11月には、オレンジリボンを作成・配布し、児童虐待防止の啓発に努めています。<br>この他、小中学校や幼稚園、保育園を定期的に訪問し、情報共有を図っています。<br>また、職員対象の研修も実施しています。  |
| 16   | 犬山市 | 24時間対応電話の設置(DVと兼用)<br>市広報による啓発(11/1号)<br>オレンジリボン作成及び配布<br>保育士・教職員・民生児童委員を対象にした研修  |
| 17   | 常滑市 | 児童虐待防止推進月間(11月)に街頭啓発を行った。今年度も実施を検討中。<br>青少年問題連絡協議会の事業により地区連絡会との連携を図り、地域ぐるみで青少年の健全育成に寄与している。   |
| 18   | 江南市 | 月1回の主任児童委員会 実務者会議の実施で情報交換・提供依頼<br>月2回の民生児童委員会で早期発見に対する啓発  |
| 19   | 小牧市 | 「児童虐待防止マニュアル」を作成し、保育園・学校・保健センター等と連携を強化し、早期発見、未然防止に努めている。  |

| 市町村名 |      | 実施施策  |
|------|------|---|
| 20   | 稲沢市  | 稲沢市広報紙での児童虐待・通告制度について紹介。<br>街頭での虐待防止パンフレット配布。   |
| 21   | 新城市  | 市単独事業とし、母子愛着推進事業、セカンドブックスタート事業、養育支援訪問事業などを実施。要保護児童対策協議会連絡調整会議を毎月1回開催し、関係機関との情報を共有、連携をしながら、要保護児童に対する最善の支援方針を立てている。   |
| 22   | 東海市  | 地域関係機関からの通報を受けて、近隣での状況確認や自宅訪問し状況の把握を行い、場合によっては、児童相談所への通告を行っている。<br>県から配布されたポスター掲示やチラシの配布、関係者会議等でのアピール、情報誌(子育て通信)の中で、虐待防止月間に合わせて防止に向けた啓発を行っている。              |
| 23   | 大府市  | 大府市要保護児童対策地域協議会における会議を定期的で開催し、関係機関との連携を密にしている。市民や児童福祉・教育に携わる関係者に向けて、児童の健やかな育ちを支えるための講演と公開相談会として、年1回、児童虐待防止シンポジウムを開催している。                                    |
| 24   | 知多市  | 関係機関による要保護児童対策地域協議会での情報共有と適切な対応の検討<br>学校、保育園、保険センターとの定期的な情報交換<br>全国共通ダイヤル「189」PRのための啓発活動  |
| 25   | 知立市  | 要保護児童対策ネットワーク協議会を虐待等防止ネットワーク協議会に改組し、連携機関を増強して、より一層の情報の共有化を図る。   |
| 26   | 尾張旭市 | 養育に心配のある家庭の把握や、所在不明児童の未然防止等に向け、乳児家庭全戸訪問事業、や乳児健診等を実施し、関係機関が連携を図っている。また必要に応じ、養育支援訪問等の支援を行っている。また、児童虐待防止推進月間をはじめとして、啓発事業の実施や情報提供の周知を図っている。                     |
| 27   | 高浜市  | 福祉イベントにおいて虐待防止啓発グッズの配付及びリーフレットの全世帯配布<br>講演会開催<br>教師・保育士等専門職別での研修会開催(4回)<br>教師・保育士等に対し、事例による対応検討会を開催(2回)   |
| 28   | 岩倉市  | 民生委員児童委員による赤ちゃん訪問事業、要保護児童等対策協議会定例会、児童虐待防止月間(11月)の広報紙掲載、チラシ配布、ポスター掲示等  |
| 29   | 豊明市  | 関係機関や広報等を通した虐待予防と早期発見に関する啓発<br>要保護児童対策地域協議会を中心とした関係者ネットワークの構築   |
| 30   | 日進市  | 家庭児童相談事業の実施 ・要保護児童対策地域協議会の実施<br>地域子育て支援拠点の設置 ・こんには赤ちゃん事業 ・育児支援家庭訪問事業  |
| 31   | 田原市  | 関係機関及び団体の連携により、児童虐待や要保護児童の早期発見と適切な支援、保護を図ることを目的に要保護児童対策地域協議会(代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議)を平成18年6月22日設置。   |
| 32   | 愛西市  | 保健センターが把握している全出生児のうち、リスクの高い世帯を見守り支援している。<br>(養育支援訪問事業で、ハイリスク妊婦の情報交換と支援策を協議)   |
| 33   | 清須市  | HP,広報、チラシ配布等での啓発<br>妊娠届時の保健師による面接(ハイリスク妊婦対応)と担当課との連携<br>産前・産後ヘルパー派遣<br>生活保護ケースワーカーとの連携  |
| 34   | 北名古屋 | 北名古屋市要保護児童対策協議会で各関係機関との連携強化を図っている<br>虐待に繋がりがやすい要因である子どもの発達の遅れ、発達障害を疑う児童や保護者の精神不安定等に対する支援体制の構築として、発達障害者支援指導者の育成及び臨床心理士の配置を行っている<br>広報やホームページによる相談場所の周知を図っている |

| 市町村名 |      | 実施施策   |
|------|------|--|
| 35   | 弥富市  | 乳児家庭全戸訪問事業による養育環境の把握をはじめ、要保護児童対策地域協議会で月1回開催する実務者会議において、関係機関(児童課、福祉課、健康推進課、学校教育課、保育所、海部児童相談センター)による情報交換を行い、対応の協議をしている。また、児童虐待防止推進月間である11月に、県が配布する啓発資材や市広報紙等を活用してPR活動を行っている。28年度より養育支援訪問事業を行い、指導・助言等をし、適切な養育の確保を行っている。<br>児童の生活状況を日頃より観察し、早期発見に努めるよう教職員に指導実施 |
| 36   | みよし市 | こんにちは赤ちゃん訪問事業により、ほぼ全県の対象過程を訪問し、育児相談や支援、指導と未然防止を行っている。早期発見、早期対応のため毎年教頭に対する虐待防止研修を行っている。   |
| 37   | あま市  | 広報にて市民に周知(ホームページにも掲載)<br>虐待防止月間(11月)に講演会および街頭啓発の実施(啓発チラシや物品の配布)  |
| 38   | 長久手市 | 市のイベントである福祉まつり、市民まつり等で啓発ブースを設置し、啓発グッズの配布や情報提供を行っている。<br>職員にオレンジリボンを配布し、着用を促すことで意識の向上をはかっている。   |
| 39   | 東郷町  | 要保護児童対策地域協議会実務者会議で、要保護児童の情報交換を行い、各関係機関が現状を把握している。  |
| 40   | 豊山町  | 実務者会議(2か月1回)と代表者会議(年1回)を開催、関係機関と連携を図っている。  |
| 41   | 大口町  | 児童相談所、学校等関係者をメンバーとする会議を定期的で開催している。広報等による啓発ポスター掲示などを行っている。  |
| 42   | 扶桑町  | 児童相談所、学校等関係機関をメンバーとする会議を行い連携を密にしている。また広報等による啓発、ポスターの掲示による早期発見、未然防止に努めている。  |
| 43   | 大治町  | 保健センター、学校、保育所などの関係機関との連携を深め、早期発見に努めている。<br>児童虐待防止推進月間にあわせ、広報、ホームページ、関係機関でのポスター掲示等による広報啓発を実施した。   |
| 44   | 蟹江町  | 厚生労働省が定めた「児童虐待防止推進月間」(11月)にあわせて、町広報紙に啓発内容を掲載した。また、町内施設に児童虐待防止ポスターを掲示した。  |
| 45   | 飛島村  | 保健師。心理士による育児相談会の実施等  |
| 46   | 阿久比町 | 毎月開催する役場担当課や福祉相談センター、民生児童委員、保健所などの関係機関職員による連絡調整会議により、情報収集や情報提供をおこない、未然防止、早期発見に努めている。   |
| 47   | 東浦町  | ホームページや町広報紙による啓発、保育園・児童館等の施設への啓発ポスター掲示、駅での虐待防止啓発活動の実施  |
| 48   | 南知多町 | 地域、保育所、小・中学校及び関係者と連携を図り、年6回実務者会議を開催、情報を共有している。また、会議以外でも見守りを続け、早期発見、防止に努めている。   |
| 49   | 美浜町  | 保健センター、保育所、学校、児童委員との連携により早期発見・対応に努めている。<br>児童虐待防止推進月間において町広報誌により啓発を実施している。<br>国等から支給された啓発資材(リーフレット等)を配布している。   |
| 50   | 武豊町  | 保育園・小学校等と連携をとり、児童等の様子に変化があった場合には、すぐに連絡をもらい、保護者に面会するなど、早期発見・対応に努めている。<br>また、11月13日には知多武豊駅前において、オレンジリボン啓発を実施した。  |
| 51   | 幸田町  | 月1回要保護児童対策実務者会議、年々1回の代表者会議、随時ケース検討会議を行い、要保護児童の状況把握・支援が適切に行われるよう関係機関との連携を行っている。ホームページや広報で相談窓口の啓発を行っている。   |
| 52   | 設楽町  | 保育・教育現場との連携、民生・児童委員等地域との連携を図るよう心がけている。   |
| 53   | 東栄町  | ※回答なし  |
| 54   | 豊根村  | 年2回、要保護児童対策地域協議会実務者会議を開催し、ハイリスク世帯の継続監視、関係機関での情報を共有。豊根村いじめ防止基本方針の策定及び豊根村いじめ防止対策協議会の設置により、更なる未然防止、早期発見・対応、啓発活動等に取り組む。  |